

# 仕様書

## 1 業務名

ラグビーワールドカップ 2019 交通広告掲出業務

## 2 目的

ラグビーワールドカップ 2019<sup>TM</sup>日本大会札幌開催にあたり、大会開催直前から大会期間中にかけて交通広告を掲出し、大会の周知及び機運の醸成をすることを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和元年9月30日(月)まで

## 4 業務内容

下記(1)に適合する広告を掲出するため、受託者は、掲出用のシートの印刷、取付及び撤去を行うこと。

### (1) 業務要件

#### ア 掲出媒体(掲出期間)

- JR札幌駅 プレミアムボード ABセット(2週間)  
(令和元年9月15日(日)から令和元年9月30日(月)まで)
- 福住駅イベントボード  
(令和元年9月16日(月)から令和元年9月22日(日)まで)

#### イ サイズ・枚数

- JR札幌駅 プレミアムボード ABセット(2週間)  
縦1,850mm×横4,800mm・2枚(デザイン2種類)
- 福住駅イベントボード  
縦2,060mm×横2,912mm・1枚

### (2) 業務内容詳細

- ア 広告の掲出に係る手続きを行うこと(施設管理者等との調整、費用の支払いを含む。)
- イ 掲出用シート制作、取付及び撤去作業を行うこと(シートのデザインは、掲出媒体ごとに異なるもので、委託者より計3種類のaiデータを支給する。)

## 5 安全の確保

受託者は本業務遂行にあたって、常に安全の確保をしなければならない。  
本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

## 6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (7) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (10) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。
- (11) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を、委託者及び委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (12) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (13) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 8 連絡先

札幌市スポーツ局国際大会担当部ラグビーワールドカップ担当課  
（札幌市中央区北1条西3丁目3番地 敷島北一条ビル6階）  
電話：011-211-3006 担当：小田島